

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成18年5月25日(2006.5.25)

【公表番号】特表2002-513119(P2002-513119A)

【公表日】平成14年5月8日(2002.5.8)

【出願番号】特願2000-546129(P2000-546129)

【国際特許分類】

<i>F 1 6 L</i>	9/12	(2006.01)
<i>E 2 1 B</i>	29/10	(2006.01)
<i>E 2 1 B</i>	43/10	(2006.01)
<i>F 1 6 L</i>	55/16	(2006.01)
<i>F 1 6 L</i>	11/12	(2006.01)

【F I】

<i>F 1 6 L</i>	9/12	
<i>E 2 1 B</i>	29/10	
<i>E 2 1 B</i>	43/10	
<i>F 1 6 L</i>	55/16	
<i>F 1 6 L</i>	11/12	Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月24日(2006.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

壁が他の領域よりもより曲げ易く、細長い比較的曲げ易い領域(2-9)を少なくとも3つ有する管状壁を含む折り畳みチューブ(1)であり、該領域が該チューブ(1)の長さの少なくともほとんどの部分に沿って互いに実質的に平行である方向に向いており、使用時に該領域がヒンジを形成し、そのヒンジが、チューブが収縮した形になるように内側に折り畳むことができ、かつ折り畳みを開いてチューブを実質的に円筒又は橢円形にすることができる壁部を決定し、該チューブ(1)が実質的に円筒又は橢円形の管状キャビティー(27)内でライニングを提供するライナーチューブであり、開いたチューブのヒンジが、使用においてキャビティー(27)の壁の近傍に位置し、ヒンジ間の壁部が開いたライナーチューブが再び折り畳まれることを防ぐことを特徴とする該チューブ(1)。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

前記比較的曲げ易い領域がチューブ(1)の壁内のトラフ形状の溝(2-9)により形成され、該溝がチューブ(1)の縦軸に対して平行か又は螺旋方向に向いている請求項1に記載の折り畳みチューブ。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】**【請求項 4】**

2組の4つの溝（2-5、6-9）がチューブ（1）の両側に対称に配置され、チューブ（1）が収縮した形状に折り畳まれた場合に、チューブの両側に三角形又はU形の窪み（12、13）を形成する請求項3に記載の折り畳みチューブ。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**特許請求の範囲**【補正対象項目名】**請求項12**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【請求項12】**

チューブ（1）が少なくとも1組の請求項4に記載の4つの溝（2-5、6-9）を含み、該溝はチューブがキャビティに挿入される際に三角形又はU形の窪み（12、13）を決定し、チューブがキャビティに挿入される際に、該窪み内には封止剤を含む環状コンテナが配置され、該コンテナはチューブが開く結果として圧迫されて壊れてキャビティ内で開き、封止剤は開いたチューブとキャビティの壁の間の環状の空所に放出され、これにより封止剤が開いたチューブとキャビティの壁の間で環状封止を作成できるようする請求項11に記載の方法。